

○国立大学法人お茶の水女子大学におけるネーミングライツに関する基本方針

平成31年2月12日
学 長 裁 定

第1 趣旨

教室等の壁面に法人等名のプレートを掲示するなどの方法を用いて、法人等から本学の教育研究環境の向上を図るための財源を獲得しようとするものである。

第2 対象施設

本学が所有する全ての施設とする。

第3 募集方法

原則として公募とする。

第4 応募資格

応募できるのは、本学の理念及びビジョン並びに本学が教育研究機関であることを理解の上、教室等の壁面に法人等名、商標名、法人等ロゴ、シンボルマーク、愛称等を付与することができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を希望する法人等とする。ただし、本学にふさわしくないと認める法人等は、応募資格がないものとする。

第5 別称等の付与

- 1 ネーミングライツにより命名する別称等（法人等名、商標名、法人等ロゴ、シンボルマークや愛称等をいう。）は本学が行う対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとし、大学の信用又は品位を害するおそれのあるものや本学が別称等として適当ではないと認めるものは除く。
- 2 ネーミングライツは、本学で審議の上、最終決定する。ただし、本学はネーミングライツを得た法人等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）に対しネーミングライツによる別称等の変更を求めることがある。
- 3 混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからは契約期間中のネーミングライツによる別称等の変更はできないものとする。
- 4 ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、本学の対象施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、本学は契約期間を待たずに契約を解除できるとする。

第6 別称等の表示

別称等の表示に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担する。契約期間満了後の原状回復に係る費用も同様とする。